

2022 年度沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業

募 集 要 項

沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「沖縄産学官協働人材育成円卓会議」では、2022 年度沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業の派遣学生となる学生を募集します。

本要項は、沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する沖縄産学官協働人材育成円卓会議（以下「本会議」という。）が実施する 2022 年度沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

1. 趣旨

本事業では、沖縄県の「新たな振興計画（素案）」（2022 年 5 月決定予定）を踏まえ、2020 年度以降全世界が直面している新型コロナウイルス感染症拡大による危機的状況からの復興を担い、主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材、特にアジアとの架け橋となる人材の育成を目的として、地域企業（産）、大学等（学）及び沖縄県等（官）の連携により沖縄県内でのインターンシップと海外研修プログラムを提供します。

2. 事業の概要

本事業は、日本国籍を有する学生または日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3 年生以上）、専修学校（専門課程）に在籍している学生で、卒業後に県内企業等へ就職するなどして、沖縄への発展に貢献し、沖縄からアジア、世界への発展に貢献することを希望する学生に対し、沖縄県内企業・団体等でのインターンシップ機会の提供と、海外派遣先での語学学習及び課題調査に必要な経費の一部の支援を行うとともに、研修の質を高めるため、海外研修前後に沖縄県内で行う事前研修及び事後研修（報告会を含む）の提供や帰国後の継続的な学習や交流の場としての派遣学生のネットワーク（以下「派遣学生ネットワーク」という。）の提供を行います。

本事業では、「新たな振興計画（素案）」や沖縄県内産業・経済界の意を踏まえた人材の育成を目的としており、アジア各国に学生を派遣して語学研修及びSDGsの目標、特に「沖縄県SDGs実施指針」に即したテーマで各自が設定した自己課題及び事前インターンシップでの学びをもとに設定した企業課題の Research を行います。海外派遣前に、県内企業・団体等で事前研修としてインターンシップを行うことで県内企業・団体等や関連産業について理解を深め、海外研修後は、再び県内企業・団体等において海外での企業等課題の Research のフィードバックを行います。また、海外研修を通して課題解決能力及び異文化理解力の向上を図るとともに、沖縄の魅力を積極的に世界に発信する取組も行います。

これらの実践活動を通して、将来、沖縄県の地域発展の担い手として沖縄地域を牽引するグローバルリーダーの育成を目指します。

3. 育成する人材像

(1) 沖縄県の「新たな振興計画（素案）」を担う、次の人材

- ①「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、アジア・太平洋地域の平和に貢献し、アジアをはじめ世界と我が国との架け橋となる人材
- ②平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な「美ら島」おきなわの実現のために貢献する意欲のある人材
- ③新たな価値を創造し、産業を牽引する人材

(2) 沖縄県内の企業等に就職し、沖縄への貢献、沖縄からアジア、世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣学生ネットワーク等における教育課題や本事業における諸活動（派遣先において沖縄の魅力を発信する“アンバサダー活動”、帰国後、在学中における海外研修の意義や成果を積極的に発信し、沖縄県内の大学等に在籍する学生や高校生等の留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、本事業に関心を持つ企業や学生等との交流等）等に主体的に参画する人材

4. 定義

本要項において、「派遣学生」とは、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) 派遣国

アジア諸国（中国、韓国、台湾、ベトナム、マレーシア、インドネシア、シンガポール等）のなかから、本会議が年度毎に指定する地域に派遣する。2022年度については、シンガポールへの派遣を予定している。

※海外研修については、新型コロナウイルス感染症その他国際情勢等を鑑み、中止される場合がある。

(2) 目的

派遣学生は「沖縄県 SDGs 実施指針」等に即した自己課題及び企業課題を設定し、それらの課題解決に向けた調査を海外研修期間中に実施する。事前の企業等インターシップにおいて、受入先企業等の業務内容の体験や当該企業等の国際化等に関する現状を理解した上で企業課題等を設定し、海外研修を通して、企業課題等に関する情報収集や解決案を検討する。また、事後の企業等インターシップでは、当該企業等に対し、海外情報の提供や企業等課題解決案を含む、リサーチ内容をフィードバックする。

《海外研修について》

- ①海外研修期間は1か月とし、前半の2週間間程度を語学研修及び異文化体験に充て、後半の2週間程度を自己課題及び企業課題等のリサーチに充てて実施する。
 - ②自己課題及び企業課題については、県内インターンシップ先の要望及びSDGsの目標、特に「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえて設定すること。
- ※原則前半の2週間を語学研修、後半の2週間を課題調査期間としているが、4週間語学学校に在籍し、午前中は語学研修、午後は課題調査、などとすることも可能。

(3) プログラム概要

※このプログラムは、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構が実施主体であるトビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムとは異なるため、トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムにおける学生コミュニティ・事前事後研修への参加はできません。

【事前研修①】

- ・オリエンテーション、マイ・ビジョン（SDGs）、自己理解
- ・県内企業事前インターンシップ及びES（エントリーシート）の作成

【県内企業等事前インターンシップ（5～10日程度で受入企業が指定する期間）】

寄附企業のインターン受入希望企業のなかから希望の企業を提出する。最終的な受入先企業の決定は採用後の事前研修及びマッチング等を経たうえで本会議が行う。

事前の企業等インターンシップでは、当該企業等の業務内容の体験や当該企業等の国際化等に関する現状の課題を派遣学生に与え、海外研修を通して、企業課題テーマ等に関する情報収集や解決案を検討する。また、事後の地域企業等インターンシップでは、当該企業等に対し、海外情報の提供や企業等課題解決案を含む、リサーチ内容をフィードバックする。

【事前研修②】

- ・国際環境の変化と将来展望、グローバルリーダー等
- ・研修国の理解（政治、経済、歴史、文化、宗教、リスク、県人会等）
- ・海外研修計画の作成（研修目的、自己課題及び企業課題の調査方法、活動スケジュール等）

【海外研修計画のブラッシュアップ】

インターンシップ先の要望及び「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえ、自己課題・企業課題を設定し、事前の課題調査を行い、海外研修計画をブラッシュアップする。

【事前研修③・壮行会】

- ・渡航前の注意事項等（病気、事故、トラブル時の対応）
- ・海外研修計画の発表（本会議構成員、寄附企業等、大学等関係者向け）
- ・発表後、交流会を開催する

【海外研修（約1か月間）】

令和4年度派遣先国・地域：シンガポール

※新型コロナウイルス感染症の入国規制等により、派遣中止となる可能性があります。

(ア) 語学学校での語学研修（2週間）※

- ①英語又は現地語の研修
- ②現地人との交流と異文化体験

(イ) 課題調査（2週間）※

- ①事前に設定した自己課題及び企業課題の調査
- ②派遣先では2～4名のグループで活動し、各自の課題について調査する

※原則前半の2週間を語学研修、後半の2週間を課題調査期間としているが、4週間語学学校に在籍し、午前中は語学研修、午後は課題調査、などとすることも可能。

【事後研修①】

- ・海外研修の成果報告書①の作成（自己課題の調査結果のプレゼン等）

【事後研修②】

- ・海外研修の成果報告書②の作成（企業課題の調査結果のプレゼン等）

【県内企業事後インターンシップ】

- ・事前インターンシップ受入企業等にて海外研修における企業課題調査結果を報告（リサーチ・テーマのフィードバック等）

【報告会】

- ・海外研修の成果報告プレゼン（本会議構成員、寄附企業等、大学等関係者向け）
- ・報告会終了後、交流会を開催する

※自己課題・企業課題のテーマ設定については、所属する学部・学科や専門分野は問いません。

※原則、事前・事後インターンシップ先は、同一の企業・団体等とします。

※事前・事後の地域インターンシップ先について、計画書の内容に基づき、採用後、スポンサー企業等のなかから本会議がマッチングを行います。自ら希望する候補企業・団体等がある場合には、可能な限り内諾を得てテーマに沿った計画を記載してください。なお、受入先の最終決定は、本会議が行います。

※必ずしも希望に沿ったインターンシップ先を調整できる保証はありませんのであらかじめ御了承ください。

(4) 海外研修計画の要件

支援の対象とする海外研修計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ②SDGs の目標に沿った課題調査が含まれている計画（特に、「沖縄県 SDGs 実施指針」に即したものであることが望ましい）
- ③海外研修期間中のアンバサダー活動、帰国後のエヴァンジェリスト活動が含まれている計画
※アンバサダー活動とは、派遣先において沖縄や日本の良さを発信する活動を指します。
例）沖縄・日本文化の紹介、沖縄の魅力を発信する、沖縄料理をホストファミリーにふるまう
※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、海外研修の魅力や海外研修で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。
例）活動報告会の開催や SNS 等での発信

6. 派遣学生の選考における審査の観点

本プログラムの選考における審査は、“日本、沖縄の産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界、特にアジアで、又はアジア、世界を視野に入れて活躍し、沖縄の産業の発展に貢献できる人材”、“日本、沖縄の良さを世界に発信し、沖縄から世界に貢献したいという意欲を持つ人材”を育成するという観点を審査の基本方針とします。

7. 支援の内容

派遣学生には、奨学金、海外語学研修授業料、渡航費及び準備金（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

- ・奨学金：16 万円
- ・海外語学研修授業料：15 万円を上限として支給する（15 万円以下の場合は実費を支給）
- ・渡航費※：10 万円を上限として支給する（10 万円以下の場合は実費を支給）
- ・準備金：海外旅行保険料、PCR 検査費用（渡航時に必須の場合のみ）の実費
※ 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生のみ支給。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

海外研修期間中は、奨学金受給のために、定期的に研修状況を報告する必要があります。採用後

の事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

6～8名程度

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

9. 派遣学生の要件

本制度で支援する派遣学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本事業の事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に全て参加できる学生
- (2) 沖縄県内の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 沖縄県内の在籍大学等が派遣を許可する学生
- (4) 海外研修に必要な査証等を確実に取得し得る学生
- (5) 海外研修のための航空券や語学学校、宿泊先等の手配を主体的に行える学生
- (6) 海外研修終了後、沖縄県内の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
※採択された海外研修の期間中であっても、卒業等により沖縄県内の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本会議へ連絡してください。
- (7) 令和4年（2022年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) 本プログラム参加期間中に他団体等が実施する海外留学のための給付型奨学金（例：官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～）を受給しない学生
- (9) 卒業後に県内企業等へ就職するなどして、沖縄県の発展に貢献することを希望する学生

10. 派遣学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 海外派遣中の派遣学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 海外派遣中の派遣学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した「沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業」Web サイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。な

お、応募される海外研修計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 「沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業」Web サイト

URL : <https://www.tobitateokinawa.com/>

- (2) 応募学生申請書類（電子媒体）

①2022 年度沖縄からアジアへトビタテ！海外研修事業申請書（様式1）

②自己PR 資料（様式自由）

本研修応募への意気込みと、海外で実施したい調査テーマや内容（SDGs に沿った課題等）について、PDF 形式または動画の資料にて作成してください。

- PDF 形式で提出する場合、写真、画像、グラフ等の挿入、貼り付けは自由です。なお、記載分量はA 4 サイズ 2 枚以内としてください（様式自由、大学等名・氏名を記載してください）。
- 動画形式で提出する場合、mp4 形式とし、2 分以内、120MB 以下で作成し、ファイル名は「大学名_氏名.mp4」（例：トビタテ大学_沖縄太郎.mp4）としてください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限: 在籍大学等で設定された期限

本会議への提出期限: 令和4年(2022年)6月10日(金)17時必着

書面審査結果の通知: 令和4年(2022年)6月22日(水)(予定)

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査(二次審査): 令和4年(2022年)6月24日(金)

場所: 琉球大学 地域国際学習センター(予定)

審査方法: 個人面接(質疑応答)※一人当たり15分程度

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、二次審査の方法や会場の変更、オンラインでの実施の可能性があります。

採否結果の通知: 令和4年(2022年)6月下旬

事前研修 ①: 令和4年(2022 年)7月2日(土)
事前インターンシップ: 令和4年(2022 年)8月下旬～9月(5～10 日程度)
事前研修 ②: 令和4年(2022 年)10 月 1 日(土)
事前研修 ③・壮行会: 令和5年(2023 年)1月 14 日(土)
海外研修: 令和5年(2023 年)2月 18日(土)～3月 18日(土)
語学研修(2週間)+課題調査(2週間)
事後研修 ①: 令和5年(2023 年)3月 22 日(水)
事後研修 ②: 令和5年(2023 年)3月 27 日(月)
事後インターンシップ: 事前インターンシップ受入企業と日程を調整のうえ、各自で実施すること(1日程度)
報告会: 令和5年(2023 年)3月 29 日(水)

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、二次審査や事前研修の方法等が変更となる可能性があります。

■上記のほかに、寄附企業等との交流会等を実施する可能性があります。

13. 研修報告書の提出（海外研修終了後）

派遣学生は、海外研修報告書を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本会議は、以下のような場合に派遣学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「9. 派遣学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 派遣先機関において懲戒処分を受ける等、派遣の中止が適当であると認められた場合
- (3) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (4) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本会議が判断した場合
- (5) 事務局からの連絡に対して返信・反応がない、あるいは著しい手続きの遅れ等があるなどして、研修の参加に支障があると本会議が判断した場合

15. その他留意事項等

派遣学生は、海外研修に当たって現地の安全情報に十分注意し、研修開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や派遣先機関と連絡を密にするようにしてください。

海外研修に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、派遣先の国・地域の状況から安全な渡航や滞在が困難と判断した場合には、海外研修の派遣中止や海外派遣後であっても、研修を取りやめて

早期帰国を指示する場合があります。

また、渡航前に必ず「たびレジ」に登録し、事前に渡航可先国・地域の情報を収集するほか、緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣学生の支援を行う在籍大学等は、別紙「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（海外研修期間中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

16. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本会議に相談してください。

17. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び独立行政法人日本学生支援機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

18. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

【住所】 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

沖縄産学官協働人材育成円卓会議事務局

（国立大学法人琉球大学学生部国際教育課内）

【メール】 tobitateokinawa@gmail.com

【電話】 098-895-8761

【問合せ対応時間】 祝祭日を除く月曜日～金曜日 9:00-17:00

大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト

1. 「自分の身は自分で守る」という学生の意識啓発に向けた取組の実施

1-1 「自分の身は自分で守る」という基本原則

渡航先の治安状況を学生自身が事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることにより事件・事故を防ぐことができることを学生に理解させるよう指導しているか。

1-2 「自分の身は自分で守る」ための心構え

学生に対して、「自分の身は自分で守る」ための心構えについて指導する機会を設けているか。

1-3 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

学生が留学計画の渡航先を決定する上で、危機等に関する情報を収集する必要性や外務省の海外安全HP等情報収集のためのツールについて学生に指導しているか。

1-4 留学中の連絡先の登録について

渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録するよう指導しているか。危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにするよう、留学前に学生に指導しているか。

渡航先での連絡先、国内の緊急連絡先の登録方法等について具体的に指導しているか。

在留届や「たびレジ」の登録の必要性や手続きについて周知しているか。

1-5 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

海外留学中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は在外公館の援護等を依頼することが重要であることを周知しているか。また、渡航前に学生に渡航先の在外公館の連絡先を確認させているか。

危機事象の発生の場合の大学側の窓口を事前に学生に周知しているか。

危機事象の発生の場合の学生や保護者からの相談体制は構築されているか。

1-6 海外旅行保険について

海外旅行保険に加入させているか。その際に補償内容を確認し、保護者にも共有させているか。

大学が学生や保護者から保険加入にあたって助言できるような体制が整備されているか。

2. 大学における危機管理体制の整備

2-1 意思決定ルートの確立

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の対応策の決定方法、決定過程、最終的な決定に関し、権限と責任が明確となっているか。

2-2 意思決定の判断基準の策定

外務省の危険情報に応じて注意喚起発出の有無、留学継続の可否等の判断基準を設け、学生に周知共有されているか。

2-3 学生の海外留学状況の把握

学生の海外留学について、渡航期間、渡航場所、滞在所などの情報を学生に届出させる体制整備がなされているか。

2. 大学における危機管理体制の整備(つづき)

2-4 留学中の渡航先及び国内連絡先の把握

危機事象発生時に渡航中の学生に情報の伝達、注意喚起、安否確認ができるよう連絡ルートを確認しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合にすみやかに連絡が取れるよう国内の学生の緊急連絡先などを把握する体制を整えているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

2-5 大学における学生からの連絡窓口の設置

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に日本の在籍大学にも連絡を取れるように指導をしているか。

休暇中や夜間を含めた学生からの緊急連絡を受けることができる体制整備をしているか。

2-6 学生の連絡先等に関する安全情報の収集

大学は、各国在外公館HPや「たびレジ」を活用し、学生の渡航先の安全情報を収集し、活用しているか。

安全情報の確認のための学内体制を整備し、危険度に応じてあらかじめ対応方針を定め、マニュアルとして共有しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の在外公館を通じた情報収集や現地における情報収集ができる体制を整備しているか。

2-7 学生の連絡体制の確認・共有

関係者間であらかじめ情報伝達ルートを確認し、共有されているか。特に執行部への迅速な伝達体制が整備されているか。

2-8 関係省庁の連絡先の確認・共有(文部科学省及び外務省)

関係する省庁に情報共有・相談がなされる体制が整備されているか。

2-9 巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれた場合、家族との連絡や必要なサポートを行う体制を整備しているか。

事件・事故に巻き込まれた学生の周囲にいる学生に対してもケアできる体制が整備されているか。

2-10 対外的対応

外部からの問い合わせへの対応のルールを定めているか。対応者として学内責任者から一元的に対応する体制となっているか。